

被災届出受理証明書の発行について

過日の令和元年台風第 19 号により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

申請のありました被災届出受理証明書について、別紙のとおり発行いたしましたのでご確認ください。

被災届出受理証明書については、原則として住家以外（非住家）に対して発行するもので、被災者（申請者）の届出により、届出があったことを証明するものです。

被災届出受理証明書の主な利用については、別紙「台風第 19 号による被災に係る主な減免・免除等対象項目例」をご覧ください。

なお、あくまでも別紙は事務手続きの一例であり、全ての官公庁等の必要な手続きを網羅しているものではありませんのでご注意ください。

問い合わせ

狛江市市民生活部課税課

電話：03-3430-1111（内線）2267・2268・2269